

観光に関連する取組をお考えの 中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資

(R5.6.1)



重点政策推進融資（観光）

融資対象者	県内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの（新たに設置する場合を含む。） (1) 県観光交流課長の認定を受けたもの (2) <u>北関東観光連携保証制度を利用するもの</u>	
資金用途	運転・設備資金	
融資限度額	1億円（うち運転資金3,000万円）	
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.7%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.9%以内(保証付き責任共有制度対象) 2.2%以内(保証なし)	
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	融資対象(1)	重点政策推進融資（観光）認定申請書（別記様式8-2）
		重点政策推進融資（観光）認定書（別記様式8-3）の写し
融資対象(2)	北関東観光連携保証制度に係る事業計画書（保証協会所定様式）	
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181